

P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物に係る施策の進捗状況について

1 P C B廃棄物等の処理

濃度	機器等	処理施設	処理期限
高濃度	トランス，コンデンサ， 絶縁油	J E S C O大阪 P C B処理事業所	令和 3 年 3 月末
	蛍光灯安定器，小型コンデンサ， 感圧複写紙等の汚染物	J E S C O北九州 P C B処理事業所	
低濃度	トランス，コンデンサ， その他汚染物	無害化処理認定施設 (全国 39 施設)	令和 9 年 3 月末

2 高濃度 P C B 廃棄物の処理状況

- (1) トランス等については，平成 21 年から J E S C O大阪 P C B 処理事業所にて処理が始まっており，京都市域内の処理状況は以下のとおりであり，期限内処理までの目途は立っている。

令和 2 年 1 月末現在（カッコ内は令和元年 10 月末）

	トランス	コンデンサ	絶縁油
登録数量（台）	130	8,212(8,004)	108
処理数量（台）	130	8,110(7,941)	96(90)
処理実績	100.0%	98.8(99.2)%	88.9(83.3)%
残数（台）	0	102(63)	12(18)

※ 上記の他に，未登録のものがコンデンサ 74 台，トランス 4 台あり，登録の指導を行っている。

※ コンデンサの処理実績の割合が低下したのは，コンデンサが新たに見つかったり，未登録のものが登録され登録台数が増えたためである。登録台数は絶対値ではないため，JESCO への登録状況により処理実績は変動する。

- (2) 蛍光灯安定器等については，平成 28 年から J E S C O北九州 P C B 処理事業所にて処理が始まっており，京都市域内の処理状況は以下のとおりであるが，処理施設での処理が追い付いていない。

なお，現在の保管事業者数は，138 社であり，令和 2 年度は，保管量が 3t 未満の京都市内の事業者約 100 社約 25 t を処理予定である。

令和2年2月現在（カッコ内は令和元年10月末現在）

	安定器	小型電気機 器	感圧紙等	ウエス等	その他
登録数量 (kg)	209,172	10,456	1,095	1,630	4,593
処理数量 (kg)	102,297 (90,535)	5,975 (5,229)	100	881	1,829 (1,769)
処理実績	48.9% (43.3%)	57.1% (50.0%)	9.1%	54.0%	39.8% (38.5%)
残数(kg)	106,875 (118,637)	4,481 (5,227)	995	749	2,764 (2,824)
令和元年度下期処理	約 25t				
令和2年度処理	約 25t				
令和3年度処理*	約 78t				

※ 特例処分期限日（令和4年3月31日）までに確実にJESCOに処分を委託することを約したJESCOとの処分契約書の写し等を京都市長に届け出た事業者は、特例的に処分期限が特例処分期限日まで猶予される。

※ 上記の他に、未登録のものがあり、数量については、JESCO北九州事業所にて調査中である。

3 前回の会議以降の取組

- (1) トランス及びコンデンサについては、アンケート調査及びフォローアップ調査を終了し、令和2年2月に最終通告を行う文書を送付した。
- (2) 蛍光灯安定器については、令和元年12月に再度のアンケート調査を行い、保管・使用している事業者の特定を行っているところである。
- (3) 各団体（京都府電設資材卸売協同組合、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合）を通じて、期限までの処理について周知・啓発を行った。
- (4) JESCOと連携し、JESCOへの未登録事業者を指導している。処理期限が近づくにつれ、処理費用が高額なため拒んでいた事業者も、処理に前向きになってきている。

4 高濃度PCB廃棄物の処理期限までの令和2年度以降の取組

- (1) 蛍光灯安定器については、令和2年4月に最終通告を行う文書を送付する。
- (2) 本市が把握している高濃度PCB廃棄物の保管事業者の中には、処理費用が高額なため、JESCOへの登録を行わない事業者がいる。JESCOが複数事業者のPCB廃棄物を合積みして運搬できるよう調整することにより収集運搬費用の低減に努めているものの、費

用を負担しなければならないことに抵抗を感じている事業者もまだ存在する。

処理期限が迫っているため、本市、環境省及びJESCOの三者で保管事業場を訪問するなどして、引き続き、高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導を実施する。

(3) 具体的なスケジュールは以下のとおりである。

	掘り起こし調査	処分指導等
3月	【蛍光灯安定器】 アンケート調査終了	
4月	【蛍光灯安定器】 アンケート未回答事業者に対する最終 通知	JESCO各PCB処理事業所と最終 調整
～12月	地下鉄車内広告掲載による啓発 経産省産業保安監督部と合同でPCB機器の使用を継続している事業者への指導 環境省と合同で手続に進捗のない事業者への指導 処理の進まない事業者のリストアップ	
令和3年 1月	指導に従わない事業者への報告徴収・立入検査開始	
4月	指導に従わない事業者への改善命令	
6月	指導に従わない事業者への催告	
7月	指導に従わない事業者への代執行	

※ 特例処分期限日（令和4年3月31日）までに確実にJESCOに処分を委託することを約したJESCOとの処分契約書の写し等を京都市長に届け出た事業者は、特例的に処分期限が特例処分期限日まで猶予される。

(参考) PCB廃棄物の掘り起こし調査状況

令和2年2月末現在（カッコ内は令和元年11月末）

調査対象機器	調査対象事業者数	回答数 ^(※)	回答率	宛先不明数
トランス, コンデンサ	3,769	2,679 (2,550)	71.08% (67.66%)	0
蛍光灯安定器	23,539	14,969 (12,106)	63.6% (51.4%)	2,305 (2,075)

※ 現地調査等によりPCB廃棄物を保管していないことが判明した事業者の数を含む。

※ トランス, コンデンサについては, 未回答者に対し, 最終通知文書を発送済み（令和元年2月12日）